

議第87号

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例の制定
について

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を改正する条例
京都市宇多野ユース・ホテル条例の全部を次のように改正する。

京都市宇多野ユースホテル条例

(設置)

第1条 主として青少年に対して、健全な旅行を誘致し、及び奨励するため、低廉な料金での宿泊及び宿泊者、市民等との間の交流の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市宇多野ユースホテル

位 置 京都市右京区太秦中山町29番地

(事業)

第2条 京都市宇多野ユースホテル（以下「ユースホテル」という。）
においては、次の事業を行う。

- (1) 宿泊のための施設の提供
- (2) 集会、研修等のための施設の提供
- (3) テニスのための施設の提供
- (4) 京都の歴史、文化、産業等の紹介
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 ユースホステルの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) ユースホステルの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間)

第4条 集会室及びテニスコートの供用時間は、別表第1のとおりとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 別表第2に掲げる施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(集会室の使用)

第6条 指定管理者は、必要があると認めるときは、集会室を区分して使用させることができる。

(使用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ユースホステルの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 宿泊施設の利用者が午前7時から午前10時まで又は午後3時から午後10時までの間に集会室を使用するとき。

(2) 宿泊施設の使用者が午前8時から午前9時30分まで又は午後3時30分から午後7時までの間にテニスコートを使用するとき。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡の禁止等)

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 使用者は、ユースホステルの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他ユースホステルを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「ユース・ホステル」を「ユースホステル」に改める。

別表第1 (第4条関係)

区 分	供 用 時 間
集 会 室	午前7時から午後10時まで
テ ニ ス コ ー ト	午前8時から午後7時まで

別表第2 (第8条関係)

区 分		単 位	使 用 料
宿 泊 施 設	定員が2人の部屋	19歳未満の者	3,500 ^円
		19歳以上の者	4,000
	定員が3人、4人 又は6人の部屋	19歳未満の者	2,800
		19歳以上の者	3,300
集 会 室		1の集会、研修等ごとに使用人数1人につき	100
テ ニ ス コ ー ト		1面につき1時間	1,300

備考 定員に満たずに部屋を貸し切る場合の宿泊施設の使用料は、この表により計算した額に、4,000円（定員が3人、4人又は6人の部屋にあっては、3,300円）に定員に満たない者の数を乗じて得た額を加算する。

提案理由

京都市宇多野ユース・ホステルの名称を変更し、使用料を改定するとともに、規定を整備する必要があるので提案する。